

## 神奈川県合唱連盟 2021年度定時総会：文書審議依頼の件

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今年度の定時総会は、先日お知らせいたしましたとおり、会議形式ではなく「総会資料を配付することによる文書でのご審議・表決」とさせていただきます。

### 【文書審議・表決の流れ、方法について】

- (1) 総会資料の送付：全加盟会員へ郵送にて送付 郵送：2021年5月17日（月）
- ・資料が到着しましたら、内容をご確認ください。
  - ◆ご質問／ご意見が特にない場合 → (2) 表決（承認・非承認）の回答へ
  - ◆ご質問／ご意見がある場合
    - (a) 総会議題に関するご質問／ご意見受け付け 締切：2021年5月22日（土）
      - ・様式①を使用し、メール、FAXにて県連事務局宛てに送付
    - (b) ご質問／ご意見に対する回答 予定：2021年5月25日（火）
      - ・質問と回答を県連ホームページ上に掲載  
(PDFファイル：パスワード [kanagawa] を入力)  
※ホームページを閲覧出来ない会員については、郵送にてお知らせします。
- (2) 総会議案について表決（承認・非承認）の回答 締切：2021年5月28日（金）
- ・様式②を使用し、メール、FAXにて県連事務局宛てに送付
  - ※全加盟会員（269会員）中、過半数の会員（135会員以上）の回答により総会成立となります。  
回答団体の過半数の承認があれば議案承認となります。
- （注）様式②の表決回答票は必ず提出してください。**
- (3) 審議結果（承認・非承認）の報告 予定：2021年5月31日（月）
- ・審議結果を県連ホームページ上に掲載

※県連ホームページを閲覧出来ない場合は、様式③にて神奈川県連事務局宛てご連絡ください。

※上記日程は、今後の新型コロナウイルス感染状況によって変更となる可能性があります。

### 【送付資料】

- ◆神奈川県合唱連盟 2021年度定時総会議案書
  - ※定時総会議案書の印刷後に変更・追加となった項目があります。）
  - 別紙：「2021年度定時総会議案書 改訂箇所」をご参照ください。
- ◆様式①：総会の議題についてのご質問／ご意見票
- ◆様式②：総会議案についての表決（承認・非承認）回答票 ←必ず期限までに提出してください
- ◆様式③：質疑応答文書の郵送希望連絡票

【事業報告・収支決算報告・事業計画・収支予算に関する補足説明】

◆2020 年度事業報告、および収支決算報告

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの事業を中止せざるを得なくなった。
- ・会費収入は、会員数減少により減収。
- ・事業収入は、多くの事業の中止により大幅減収となった。支出は、事業での経費節減、管理費での人件費等の節減を図ったが、当年度での収支差は、約 280 万円の赤字決算となった。

◆2021 年度事業計画

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しつぎの事業に変更を加えた。
- ・第 44 回 おかあさんコーラス神奈川県大会：YouTube による動画審査・選考に切り替えて開催
- ・第 64 回 神奈川県合唱祭：参加団体減少により、3 日間開催に短縮して開催
- ・第 64 回 神奈川県合唱コンクール：神奈川県立音楽堂のガイドライン(20 名制限)を踏まえ、日程・会場の変更や、動画審査への切り替えも視野に入れ検討中。
- ・第 24 回 かながわヴォーカルアンサンブルコンテスト：連盟財政を考慮し、1 日開催とする

◆2021 年度収支予算

- ・会費収入は、会員数減少により大幅減収。事業収支は、多くの合唱団が練習休止を余儀なくされる中、各事業への参加団体数の減少が想定され、参加費収入が大幅減となる見込み。当年度での収支差は、約 380 万円の赤字予算を組まざるを得なかった。
- ・予算実行面では、徹底した経費節減に努めることで少しでも赤字解消に向けた取り組みを行う予定。

【定時総会の関連事項】

(1) 2020 年度の収支決算については、ご質問／ご意見を受け付けた時点で、収支決算報告の内容で税務申告の準備を行います。5 月 28 日に承認が得られましたのちに、税務申告を行います。

(2) 2021 年度の開始から当年度の予算が承認されるまでの期間について、例年どおり、事業や事務局の通常業務を行うことをご了解願います。

<理由>従来(2016 年度まで)は、4 月に総会を開催し、前年度決算に一部暫定値が含まれた形で承認を得ていた。2017 年度から税務申告を行うことになったが、申告前に「確定した決算値」で総会承認を取る必要があり、開催時期を 4 月から決算が確定する 5 月に変更した。それに伴い予算案の承認も 5 月になった。原則的には、予算案が承認されてから事業や事務局の業務を行える訳ですが、上記事情から 4 月 1 日から総会終了までの期間の事業や業務を予算承認に先立って進める必要があるため。

(3) 本総会資料が配付された後、予定外の事態(事業の延期・中止など)が発生した場合、実施計画、予算等の対応策を理事会で検討し決定します。検討結果は、随時県連のホームページ等にて報告します。

<理由>昨年来の新型コロナウイルス感染状況が終息しない場合、事業を延期・中止せざるを得ない事態が発生することがあるため、随時対応が必要となるため。

<連絡先> 神奈川県合唱連盟事務局

〒231-0021 横浜市中区日本大通 15 横浜朝日会館 4 階

Tel. 045-681-6033 / Fax. 045-662-5119

e-mail : kanagawakenren@nifty.com

<http://kanagawakenren.la.coocan.jp/>